

輸送の安全に関する情報

東都無線タクシー株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和5年5月1日より令和6年4月30日迄

目 標 当社に於ける事故総件数に占める、単独後退衝突の比率を
半減させる事を目標とし、その数字を前年対比10%減とする
達成状況 前年対比 減少達成出来ず

3. 自動車事故報告規制第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び事故類型別の事故件数)

令和5年5月1日より令和6年4月30日迄	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交省大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総 件 数	0件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別記の通り

5. 輸送の安全に関する重点施策

- I 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- II 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- III 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- IV 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- V 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

6. 輸送の安全に関する計画

当社の前年事故発生総件数を10%削減する目標を策定・達成し、傘下営業所毎に、地域や特性に応じた指導監督を、反復しマンネリ化させる事無く、乗務員が個々に自ら考える運転操作を実施する様な風土を再構築させるべく、教育計画を基に実情に即した指導・教育を行い、目標の達成を図る。具体的には、毎月ヒヤリハット映像を各乗務員に閲覧させ、危険予知能力の向上や適切な判断・動作を選択出来得る運転適性能力を高めさせる。

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

予算額	605万円（グループ全体） 85万円（会社単独）
実績額	4,952,139円（グループ全体） 692,292円（会社単独）

内訳

運行管理者研修プログラムの実施	31,000円
ドライブレコーダーの更新・修繕	191,400円
アルコールチェッカーのメンテナンス費用	12,960円
グリーン経営	151,200円
適性診断費用	134,400円
セーフティードライバーコンテスト	13,400円
優良乗務員表彰費用	157,932円

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制
別記の通り

9. 安全統括管理者、安全管理規程
安全統括管理者
取締役部長 宇佐美 和良
部長 山口 隆光
安全管理規程
別記の通り

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

統括運行管理者を対象として、隔月1回所長会議時に研修を行う。

事故担当者を対象として、隔月1回事故担当者会議時に研修を行う。

乗務員を対象として、毎月1回集合教育を行う。又、3年に一度若しくは事故惹起の都度、自動車事故対策機構にて適性診断を受講すると共に、所属営業所に於いて事故防止・再発防止教育を行う。

全従業員を対象として、毎年1回事故防止大講習会時に教育を行う。

11. 輸送の安全に関する内部監査の結果及びそれをふまえた措置内容

安全統括管理者及び本社管理部門が、1年に1回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。